

働く人たちの幸せを大切にする企業によりそい、「ありがとう」で溢れる世界をつくる

同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査について



2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)より、「パートタイム・有期雇用労働法」(以下、パ有法)が施行されています。パ有法では、同じ企業で働く無期雇用フルタイム労働者(以下、正規社員)とパートタイム・有期雇用労働者(以下、非正規社員)との間で、基本給や賞与、諸手当、退職金、休暇、福利厚生などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されるとともに、「非正規社員から正規社員との待遇の違いやその理由等にかかる質問」があった場合の事業主の説明義務が課せられています。

独立行政法人 労働政策研究・研修機構(以下、JILPT)では、いわゆる同一労働同一賃金ルールに企業がどのように対応したか、また、対応しようとしているかなどの状況を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。今回のヒューマン・プライム通信では、2021年11月に公表された報告書の概要をご紹介します。

企業アンケート調査で把握した全体的な状況

- ◆ 同一労働同一賃金ルールについて、「内容はわからないが、同一労働同一賃金という文言は聞いたことがある」を含めた認知度は9割を超えているものの、「内容を**知っている**」企業は**6割にとどまり**、その周知徹底が課題である。
- ◆ 非正規社員を雇用している企業に於ける同一労働同一賃金ルールへの対応状況は「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」の割合が4割を超える一方、**2割が「対応方針は未定・わからない」という結果で**、対応に未着手の企業が一定割合存在する現状が浮き彫りになった。
- ◆ 同一労働同一賃金ルールへの対応に当たり、非正規社員を含めて「労使の話し合いを行った(行う予定)」の割合は3割にとどまり、**半数は「労使の話し合いを行っていない(行わない)」**という実態が明らかになった。
- ◆ 非正規社員の待遇面の見直し内容としては、**①基本的な賃金、②昇給、③賞与、④通勤手当、⑤慶弔休暇**にかかる見直しが多い。
- ◆ 同一労働同一賃金ルールに対応するための見直し内容として、正規社員と非正規社員の職務分離や人材活用の違いの明確化のみ、正規社員のいずれかの待遇要素について減額や縮小、制度廃止を挙げた企業もみられた。

主たる業種及び常用雇用者の規模別にみた具体的な見直し内容の概要

	「必要な見直しを行った・行っている、または検討中」として待遇面の見直しを挙げた企業計	(%)				
		基本給を回答した企業	手当関係を回答した企業	福利厚生、その他を回答した企業	無回答	
	1,765	64.6	77.9	49.0	2.9	
主たる業種	鉱業、採石業、砂利採取業	5	80.0	60.0	20.0	-
	建設業	112	68.8	82.1	59.8	4.5
	製造業	307	61.2	74.9	45.6	4.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	46.2	61.5	53.8	15.4
	情報通信業	45	48.9	60.0	46.7	4.4
	運輸業、郵便業	74	62.2	77.0	47.3	4.1
	卸売業、小売業	245	65.3	79.6	47.3	4.9
	金融業、保険業	17	29.4	64.7	58.8	5.9
	不動産業、物品賃貸業	20	100.0	70.0	50.0	-
	学術研究、専門・技術サービス業	36	72.2	61.1	47.2	-
	宿泊業、飲食サービス業	105	73.3	79.0	59.0	1.9
	生活関連サービス業、娯楽業	41	63.4	70.7	43.9	2.4
	教育、学習支援業	95	62.1	76.8	47.4	2.1
	医療、福祉	476	66.2	80.5	48.3	1.3
	複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	9	44.4	100.0	22.2	-
サービス業(他に分類されないもの)	165	64.2	84.2	50.9	1.2	
サービス業計	356	67.1	79.2	51.4	1.4	
常用雇用者の規模	50人以下	988	71.9	77.3	52.6	3.3
	51人以上100人以下	320	64.1	78.1	41.9	2.2
	101人以上300人以下	269	52.8	79.2	40.1	1.9
	301人以上	166	41.0	79.5	53.6	3.6
復元集計	計		64.7	77.2	49.5	3.0
	中小企業		66.7	76.9	49.8	3.2
	大企業		39.3	82.9	44.7	2.0

	(%)				
	パート有期社員の新設、または、増額や拡充を回答した企業	正社員の減額や縮小を回答した企業	(制度の)廃止を回答した企業	無回答	
	1,765	95.0	12.6	10.5	2.9
主たる業種	5	80.0	20.0	20.0	-
	112	94.6	11.6	8.0	4.5
	307	93.8	12.4	12.4	4.2
	13	84.6	15.4	-	15.4
	45	93.3	6.7	13.3	4.4
	74	91.9	23.0	20.3	4.1
	245	91.0	13.1	12.7	4.9
	17	94.1	-	5.9	5.9
	20	100.0	5.0	-	-
	36	97.2	5.6	2.8	-
	105	96.2	20.0	16.2	1.9
	41	92.7	12.2	12.2	2.4
	95	97.9	11.6	4.2	2.1
	476	97.9	10.5	9.7	1.3
	9	100.0	33.3	-	-
	165	95.2	14.5	6.7	1.2
	356	95.5	15.4	9.6	1.4
常用雇用者の規模	988	94.5	13.0	11.7	3.3
	320	96.3	10.9	10.6	2.2
	269	95.2	13.8	8.2	1.9
	166	94.6	12.0	7.2	3.6
復元集計		94.7	12.5	11.3	3.0
		94.4	12.6	12.3	3.2
		97.2	11.7	4.0	2.0

※JILPT「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査」より

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。

企業アンケート調査で把握した全体的な状況（続き）

常用雇用の規模別にみると、基本給関連を回答した企業の割合は小規模企業になるほど高まる傾向がみられる（「50人以下」で71.9%～「301人以上」で41.0%）。

これに対し、**手当関係**を回答した企業の割合は規模によらず7割を超えて高く、更に、**大規模企業になるほど高まる**傾向が見て取れる。また、見直し内容を業種別に見ると、正規社員の待遇要素のいずれかを「減額や縮小した」を挙げた割合は、「運輸業、郵便業」(23.0%)や「宿泊業、飲食サービス業」(20.0%)で高く、「制度を廃止した」は、「運輸業、郵便業」(20.3%)で高くなっている。なお、常用雇用の規模別にみると、「制度の廃止」については小規模企業ほど、回答割合も高まる傾向が見て取れる（「50人以下」で11.7%～「301人以上」で7.2%）。



同一労働同一賃金ルールへの対応に当たっての課題は、「**人件費負担の増加**」や「**待遇差が不合理かどうかの判断**」が多い。

同一労働同一賃金ルールへの対応に向けた検討時の活用ツールは「**社会保険労務士や弁護士への相談**」が多い。

待遇差が不合理でないことについては、「**説明できない／できない場合があると思う**」企業が3割を超えている。

ヒアリング調査で把握した個別企業の具体的な取り組みについて

◆ 待遇の見直しに向けた具体的な行動としては、**他社の動向や事例の情報収集、最高裁判決ほか裁判例についての情報収集**などが多かった。



◆ 同一労働同一賃金ルールの取組を進める上での重要なポイントとしては、**労働者側の納得を得られるようにすること**を挙げた企業が多かった。

◆ 同一労働同一賃金ルールに向けた取組による効果について、定量的に測定することは困難であるものの、非正規社員の賃金の増加率などを挙げた企業もあった。また、非正規社員にとっての処遇向上、満足度の上昇などのメリットのほか、**採用に於ける優位性や非正規社員の定着など会社としてのメリット**を示した企業もあった。

JILPTが実施したアンケート調査から、**5社に1社は同一労働同一賃金への対応方針が未定・わからない状況**であることがわかりました。

一方、パ有法が2021年4月より中小企業にも適用されたことから、令和3年度地方労働行政運営方針では、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一賃金）に向けて、**非正規雇用労働者の処遇改善や人事評価制度等の整備、正社員転換を強力に推し進めていく必要がある**」と掲げられており、労働局の動きとして、パ有法に基づく「労働者の雇用管理に関する報告徴収」が実施されています。



同一労働同一賃金の取組にまだ着手できていないという企業様は、ぜひヒューマン・プライムにご相談ください。専門家の立場から、貴社の現状を把握し、課題を明確にしたうえで、改善に向けてしっかりサポートを行います。
※同一労働同一賃金対応サービスの詳細に関してはこちら

年末年始休業について

休業期間：2021年12月29日(水)～2022年1月4日(火)

2022年1月5日(水)から通常通り営業させていただきます。メールでのお問い合わせは1月5日より順次ご対応させていただきます。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700